

第4節 だれもが暮らしやすいまちづくり

1 地域ケア体制の基盤づくり

(1) 地域包括支援センターの充実

高齢期になっても住み慣れた地域で、自立した生活が営めるように高齢者一人ひとりの日常生活を支える取組みが求められています。

介護予防を含めた高齢者の生活を地域で包括的・継続的に支えるために、地域包括ケアシステムの拠点としての地域包括支援センターの充実を図ります。

(2) 地域包括ネットワークの構築

市内の関係機関や関係団体、地域住民などが協働し、地域で暮らす高齢者の日常生活を多層的に支えていくことが重要です。

そのため、関係する団体との懇談会や地域住民への啓発活動を行い、ネットワークの必要性等について共通理解を持つとともに、地域包括支援センターを地域の拠点とした地域包括ネットワークの構築を進めます。

2 外出しやすい環境づくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者がまちの中で安全に移動し快適に行動できるよう、市役所の各部門が連携し、高齢者や障がい者など生活上ハンディキャップのあるすべての人が物理的、心理的障害(バリア)に生活を阻害されることのないまちづくりを推進します。

(2) 外出、移動支援

高齢者や障がいのある方にとって、外出の手段を確保することは日常生活を営む上で大変重要です。平成18年度から福祉有償運送が行われていますが、今後も、関係者や関係団体に情報提供を進め、参入する事業者に助言や指導を行い、需要に応じた供給の確保に努めます。

(3) 公共交通機関の整備

高齢者が自由に移動でき、さまざまな活動に参加できるように、駅やバス停留所などを高齢者や障がい者の利用に配慮して整備するよう事業者へ協力を求めていきます。

また、路線バスについては、超低床ノンステップバスの導入を支援し、公共交通機関のバリアフリー化を促進していきます。

3 ひとり暮らし高齢者等の地域生活支援

(1) 生活支援サービスの充実

ひとり暮らし高齢者が在宅で日常生活を継続できるように、日常生活を支援するサービスを提供するとともに見守り活動を行い、地域生活の安全に努めます。

(2) 相談体制の充実

見守りや支援が必要な高齢者などが増加する中、身近な地域で見守りや支えあいのしくみづくりが必要です。

そのために民生児童委員をはじめとする地域の関係者と連携を図り、継続的な相談・見守りができるよう地域包括支援センターを充実します。

(3) 緊急通報システムの充実

ひとり暮らし高齢者や日中ひとり暮らしの高齢者にとって、緊急時の安全の確保を図ることが必要です。

そのためひとり暮らし高齢者等を中心に緊急時にボタンを押すだけで消防署に通報される緊急時通報システムの普及を図り、高齢者の安全確保に努めます。

(4) 見守りネットワークの充実

日常生活において何らかの援護を必要とする高齢者及び障がい者が安心した生活が営めるよう、市内事業所の協力を得て見守り支援を行う、吉川市要援護者見守りネットワークを平成20年に開始しました。今後、市内の事業所や地域包括支援センターと協力し、見守りネットワークのさらなる充実を図ります。

4 高齢者の暮らしと安全の確保

(1) 災害時要援護者の支援

高齢者は、身体機能の低下により、災害時に速やかな対応をすることが困難になります。地震や台風などの災害時に迅速で正確な情報を高齢者に提供できるシステムづくりが必要です。

そのため、平成19年度に地域自治会などによる災害時における高齢者の所在確認や避難誘導などを行う災害時要援護者登録制度を創設しました。

今後、災害時要援護者登録制度のさらなる周知を行い登録者を増やし、高齢者に対する安全を確保します。

(2) 消費者被害防止活動の充実

高齢者を狙った詐欺事件や、認知症の高齢者が消費者被害により財産を失うなど高齢者に対する悪徳商法による被害が発生しています。

今後、高齢者をこうした悪徳商法から守り、また、権利を擁護するために関係機関と連携し、被害防止の相談や成年後見制度の普及に努めます。

第5節 計画の円滑な推進

1 介護保険事業の適正な運営

(1) 介護サービスの質の向上

介護支援専門員の研修や地域包括支援センターを通じ介護支援専門員を支援するなど、介護サービスの質の向上を図ります。

(2) 制度情報、事業者情報の提供

介護保険制度に対する理解を図るため、市広報誌や市公式ホームページ、介護支援専門員などを通じて、制度の情報や事業者の情報を周知します。

(3) 介護給付の適正化

高齢者人口の増加に伴う要介護認定者の増加で、介護給付費が増大しています。そのため、将来にわたり持続可能な介護保険制度とするために不適正な保険給付がされないよう、介護支援専門員に必要な情報提供を行うとともに、ケアプランの確認を行うことなどを通じて、給付の適正化を図ります。

(4) 介護相談員派遣の促進

介護保険施設入所者の抱える問題や不満を解消するために、介護相談員を派遣し、入所者からの相談を受けるとともに、施設と市の橋渡し役になるなど介護サービスの質の向上に努めます。今後、地域密着型サービスや要請に応じて居宅サービスについても派遣対象に加えサービスの質の向上に努めます。

(5) 介護労働者の確保対策の充実

介護保険制度における介護や生活支援を必要とする高齢者が急増することにより、介護従事者の必要数は、今後も大きく膨らむものと見込まれています。

このような中で、安定的に質の高いサービスを提供するためには、介護人材の確保・養成を図ることは喫緊の課題であることから、市内の介護施設や事業者の人員確保を支援していくため、介護保険施設や事業所の求人情報の紹介など、情報提供に努めます。

2 計画の推進

(1) 計画の進行管理

本計画の円滑な推進を図るため、各年度の要介護認定状況や介護保険サービス、一般高齢者福祉サービスなどの利用状況、達成状況などを介護福祉推進協議会に諮り、事業の点検・分析・評価を行います。

(2) 苦情相談体制の充実

介護保険の要介護認定、保険給付、保険料、各種福祉サービスの提供などについての問い合わせなどに対応するため、埼玉県や国民健康保険団体連合などと連携を図りながら、対応体制の充実に努めます。